平成２９年（フ）第２３０号
北九州市八幡西区穴生２丁目３番24号（103）
債務者　中ノ瀬麻実
1　決定年月日時　平成29年５月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第９２号
北海道亀田郡七飯町大川４丁目15番24号
債務者　菊池　　亘
1　決定年月日時　平成29年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月27日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第１２２号
函館市湯川町１丁目31－１　函館渡辺病院、住民票上の住所函館市堀川町８番７号
債務者　三上喜美子
1　決定年月日時　平成29年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月27日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第１６１号
埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷368番地２　ダイカンプラザシティー210号
債務者　高木　博敬
1　決定年月日時　平成29年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月27日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第１８９号
埼玉県所沢市美原町３丁目2961番地の39　新所沢ハウス301
債務者　石田　浩通（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成29年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月27日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第８２号
愛知県豊田市元城町１丁目23番地　アルカディア603号
債務者　大川　敏行
1　決定年月日時　平成29年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月28日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第１３５号
愛知県知立市逢妻町道瀬山37番地５　グローリアス知立第３　705号
債務者　北原　　正
1　決定年月日時　平成29年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月28日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第１９号
岐阜県中津川市西宮町３番32号
債務者　大竹　　渉
1　決定年月日時　平成29年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月30日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２７年（フ）第５６号
福岡県柳川市佃町273－14　Ⅱ106、開始決定時の住所福岡県柳川市三橋町磯鳥311番地４
破産者　野田　　強
1　決定年月日　平成29年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２７年（フ）第５７号
福岡県柳川市佃町273－14　Ⅱ106、開始決定時の住所福岡県柳川市三橋町磯鳥311番地４
破産者　野田　京子
1　決定年月日　平成29年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２８年（フ）第１６号
福島県白河市大信上新城字原畑29番地
破産者　鈴木　　真
1　決定年月日　平成29年５月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２８年（フ）第７０号
新潟県糸魚川市大字能生4564番地２
破産者　水谷　良輝
1　決定年月日　平成29年５月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所高田支部

平成２８年（フ）第７号
静岡県下田市三丁目４番12号
破産者　小林　和子
1　決定年月日　平成29年５月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所下田支部

平成２８年（フ）第４２５号
静岡県浜松市中区高丘北３－27－40　サンシティ第一マンション102、住民票上の住所静岡県浜松市中区高丘東１丁目９番７号
破産者　近藤　久雄
1　決定年月日　平成29年５月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第４４号
兵庫県洲本市物部１丁目18番６号、前住所兵庫県洲本市本町５丁目２番19号
破産者　島　　和伸
1　決定年月日　平成29年５月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２７年（フ）第３７号
徳島県阿南市津乃峰町長浜14番地
破産者　福原　　勲
1　決定年月日　平成29年５月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所阿南支部

破産手続終結

平成２８年（フ）第７１０号
千葉県松戸市下矢切108番地の48
破産者　石橋　正行
1　決定年月日　平成29年５月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第９４２９号
東京都新宿区中井２丁目28－７　葵荘101、開始決定時の住所東京都北区田端３丁目４－４　若松荘100号
破産者　呉　　順徳
1　決定年月日　平成29年５月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部